

現在の位置：[トップページ](#) > [注目情報](#) > [発表情報](#) > それって占い？！占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない－占いサイトのトラブルに注意－

[2020年11月26日:公表]

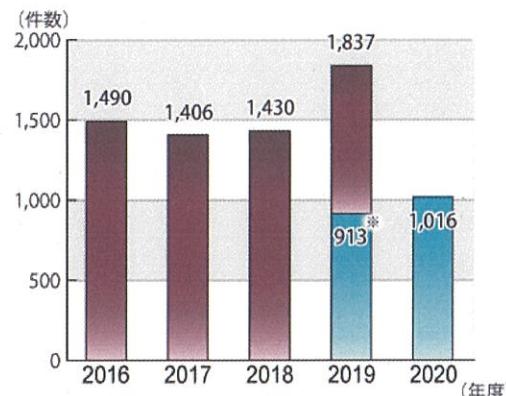
それって占い？！占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない－占いサイトのトラブルに注意－

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

全国の消費生活センター等には、占いサイトやアプリ（以下、占いサイト等）に関する相談が年間1,000件以上寄せられており、2019年度以降、増加しています。特に女性の相談が多く、8割が女性のトラブルです。

消費者が無料のつもりで占いサイト等に登録すると、占い師や鑑定士を名乗る者に「あなたは素晴らしい金運を持っている」「良縁に恵まれる」などと言われ、複数回にわたって占いや運勢鑑定と称したやりとりをしたもの、金運や恋愛運の向上等の結果は得られず、やりとりのために高額なお金を支払ってしまったなどのトラブルがみられます。そのほか、「占いサイトに名前や生年月日等を登録してから、知らないサイトからメールがたくさん届くようになった」など占いサイト等に関連した迷惑メールや、電話の占いサービスに関する相談も寄せられています。

図：PIO-NET（注）にみる占いサイト等に関する相談件数



※2019年度同期件数（2019年10月31日までのPIO-NET登録分）は913件

年度別相談件数：2016年度は1,490件、2017年度は1,406件、2018年度は1,430件、2019年度は1,837件、2020年10月31日までの件数は1,016件です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。相談件数は、2020年10月31日までの登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

相談事例

「必ず宝くじの高額当選に導く」と言わされたがいつまで経っても結果が出ない

携帯電話でインターネットを閲覧していると占いサイトの体験ページがあり、名前や生年月日等を登録した。その後、金運専門の鑑定士Aから鑑定チケットを1,000円で発行するとのメッセージがあり、クレジットカードで支払った。Aから職業や所得等を聞かれて答えると、「一攫千金の鑑定士Bが一週間日本にいるので紹介したい」「Bは選ばれし者のみを鑑定し、必ず宝くじの高額当選に導く」と言われた。やりとりについて口外しないこと、最後まで鑑定を受けること、Bを信じることを約束させられ、Bの鑑定の実績の証拠として、宝くじの当選者の通帳の写真が届いた。2日間の無料期間終了後はメッセージ一通あたり1,500円分のポイントが必要となったが、宝くじの当選番号を導き出すために特定の言葉を一文字ずつ送信するよう指示され、2週間以上やりとりし、ポイント料金や鑑定料として銀行口座振込で約17万円、クレジットカードで約38万円を支払った。いつまで続けたら結果が出るのかBに聞いても明確な回答がなく、「結果を出さないと必ず高額当選に導くという実績が崩れるため困る」「波動が乱れているから調整が必要だ」などと言われ、騙されていると思った。返金してほしい。

その他、以下のような相談も寄せられています。

- 無料鑑定で三つの「徳」を授けてもらえると言われたが、無料鑑定期間を過ぎても最後の一つを授かることができず、高額なお金を支払ってしまった
- 無料と思って占いアプリをインストールしたが、無料で利用できるのは最初の3日間だけだった

注目情報

発表情報

テーマ別特集

商品テスト

リーフレット「くらしの危険」

見守り情報（高齢者・障がい者・子どものトラブル防止）

 **相談したい**
(消費生活センター等一覧)

 **テーマ別特集**
(ネットトラブル、高齢者被害…)

 **身近な消費者トラブルQ&A**

- 電話の占いで無料時間分だけ利用するつもりが、途中で電話を切ることができず高額な料金を請求された
- 無料占いサイトに個人情報を入力したら、迷惑メールが大量に届くようになった

相談事例からみた問題点

1. 無料で利用するつもりが有料のやりとりに誘導されている
2. 自分だけに向けられた言葉と思わせるメッセージが多数の消費者に届いている
3. 数字や記号、特定の言葉等を延々と送信させられて支払いが高額になっている
4. やめたいと思っても占い師や鑑定士に引き止められてやめられない
5. 個人情報を入力すると意図せず会員登録されたり、複数の占いサイト等からメールが届く

消費者へのアドバイス

1. 無料の占いだからといって気軽に氏名や生年月日、メールアドレス等の個人情報を入力しないようにしましょう
2. 占い師や鑑定士を名乗る者からメッセージが届いても安易に返信しないようにしましょう
3. 占い師や鑑定士の言葉をうのみにしてやりとりを継続しないようにしましょう
4. トラブルに遭ったと感じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう

*消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

本件連絡先 相談情報部

ご相談は、お住まいの自治体の消費生活センター等にお問い合わせください。

[報告書本文] [それって占い？！占い師や鑑定士を名乗る者から次々とメッセージが届いてやめられない占いサイトのトラブルに注意－\[PDF形式\]\(447KB\)](#)

※[PDF形式]で作成した文書を開くにはAdobe Readerが必要となります。[PDF形式の閲覧方法について](#)

[発表情報ページへ](#)

[所在案内](#) | [調達情報](#) | [個人情報の取扱について](#) | [情報公開の案内](#) | [消費生活関連リンク集](#) | [ご意見・ご感想](#)



独立行政法人国民生活センター (法人番号4021005002918)
Copyright © National Consumer Affairs Center of Japan All Rights Reserved

現在の位置 : [トップページ](#) > [注目情報](#) > [発表情報](#) > 宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意しましょうーURLにはアクセスしない、ID・パスワードを入力しない！ー

[2020年11月26日:公表]

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意しましょうーURLにはアクセスしない、ID・パスワードを入力しない！ー

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

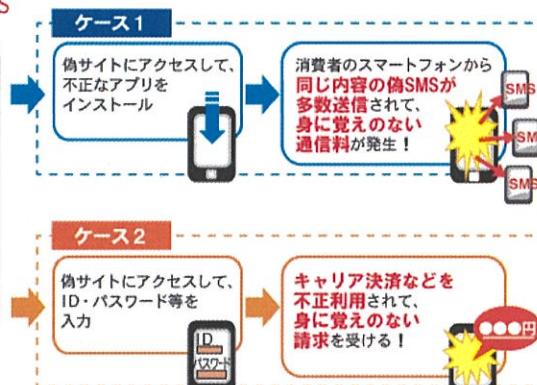
全国の消費生活センター等には、宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに関する相談が寄せられています。

消費者に送られてくるSMS（ショートメッセージサービス）には偽サイトに誘導するためのURLが記載されており、相談事例では、偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、同じ内容のSMSが自身のスマートフォンから自動的に多数の宛先に送信されてしまい、身に覚えのない通信料を請求されるケースがみられます。

また、アクセスした偽サイトで入力したID・パスワード、暗証番号、認証コード等が携帯電話会社のキャリア決済などで不正利用されて、身に覚えのない請求を受けるケースもみられます。

図. トラブルのイメージ

宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMS



注目情報

[発表情報](#)

[テーマ別特集](#)

[商品テスト](#)

[リーフレット「くらしの危険」](#)

[見守り情報（高齢者・障がい者・子どものトラブル防止）](#)

- 相談したい**
(消費生活センター等一覧)
- テーマ別特集**
(ネットトラブル、高齢者被害…)
- 身近な消費者トラブルQ&A**

1. 消費者のスマートフォンに、「お客様宛にお荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください。<http://...com>」という内容の偽SMSが送られてきます。
2. 送られてきたSMSには偽サイトに誘導するためのURLが記載されています。
3. ケース1では、偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、消費者のスマートフォンから同じ内容の偽SMSが多数送信されて、身に覚えのない通信料が発生します。
4. ケース2では、偽サイトにアクセスしてID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けています。

相談事例

【ケース1】 偽サイトにアクセスしたあと自身のスマートフォンからSMSが多数送信されてしまった

スマートフォンに宅配荷物の不在通知のSMSが届き、確認するためリンク先にアクセスした。すると何かダウンロードするような画面になったが、すぐ元に戻ったので静観していた。数日後、見知らぬ複数の相手から電話の着信があり、不在配達の荷物の受け取りについての申し出を受けたので「私は無関係だと伝えて電話を切った。

その後、電話番号を変更するため携帯電話のショップを訪れ、請求内容を確認したところ、SMSが届いて以降、私の電話番号から海外宛てにSMSが100回以上送信されているとのことで、通信料を1万円以上請求されていた。請求を取消してほしい。

(2020年8月受付 40歳代 男性)

【ケース2】 偽サイトにアクセスしたあとキャリア決済などを不正利用されてしまった

数か月前にスマートフォンに宅配便の不在連絡のようなSMSが届いたので、記載されていたURLにアクセスした。その時に何を入力したのか明確には覚えていないが、氏名などの個人情報を入力して返信してしまったかもしれない。その後、約11万円がキャリア決済されていて、電子マネーが購入されていることが分かった。

(2020年5月受付 40歳代 男性)

消費者へのアドバイス

1. SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載されているURLには安易にアクセスしないようにしましょう。
2. URLにアクセスした場合でも、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワード等を入力したりしないようにしましょう
3. 不正なアプリをインストールした場合にはスマートフォンを機内モードにして、アプリをアンインストールしましょう
4. 偽サイトにID・パスワード等を入力してしまったら、すぐに変更しましょう
5. 迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策をしておきましょう
 - 携帯電話会社の対策サービスやセキュリティーソフト等を活用しましょう
 - ID・パスワード等の使い回しはやめましょう
 - キャリア決済の限度額を必要最小限に設定するか、利用しない設定に変更しましょう
6. 不安に思ったりトラブルに遭ったりした場合は最寄りの消費生活センター等に相談してください

*消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*警察相談専用電話「#9110」

最寄りの警察の相談窓口につながる全国共通の電話番号です。

本件連絡先 相談情報部

ご相談は、お住まいの自治体の消費生活センター等にお問い合わせください。

[報告書本文] 宅配便業者を装った「不在通知」の偽SMSに注意しましょう—URLにはアクセスしない、ID・パスワードを入力しない！－[PDF形式](599KB)

※[PDF形式]で作成した文書を開くにはAdobe Readerが必要となります。[PDF形式の閲覧方法について](#)

[発表情報ページへ](#)



[所在案内](#) | [調達情報](#) | [個人情報の取扱について](#) | [情報公開の案内](#) | [消費生活関連リンク集](#) | [ご意見・ご感想](#)



独立行政法人国民生活センター（法人番号4021005002918）
Copyright © National Consumer Affairs Center of Japan All Rights Reserved

現在の位置：[トップページ](#) > [注目情報](#) > [発表情報](#) > 排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意！－「無料点検」のはずが洗浄の勧誘！？「料金3,000円」のはずが数万円に！？－

[2020年10月15日:公表]

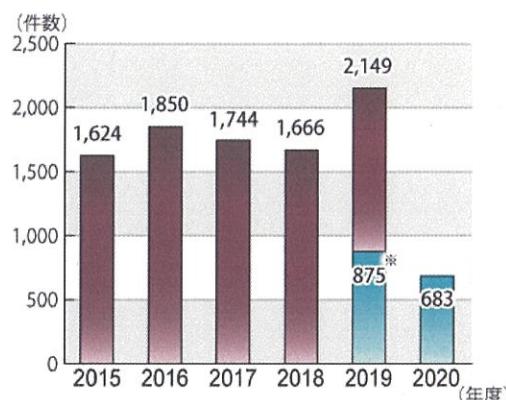
排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意！－「無料点検」のはずが洗浄の勧誘！？「料金3,000円」のはずが数万円に！？－

*詳細な内容につきましては、本ページの最後にある「報告書本文[PDF形式]」をご覧ください。

全国の消費生活センター等には、排水管や排水栓等の洗浄サービスに関する相談が寄せられています。こうした排水管等の洗浄サービスに関する相談は、2015年度から2018年度にかけては1,700件前後を推移していましたが、2019年度には2,000件を超える増加しました。

相談事例をみると、「突然訪問してきた事業者から『排水管を無料で点検する』と言われ了承したところ、『このままでは大変なことになる』と排水管の洗浄をすすめられ契約してしまった」「料金3,000円と書かれたチラシを見て排水管の洗浄を依頼したところ、数万円の費用を請求された」等、事業者の突然の訪問やチラシをきっかけとしたトラブルがみられます。

図 PIO-NET（注）における排水管等の洗浄サービスに関する相談件数の推移



※2019年度同期件数（2019年9月30日までのPIO-NET登録分）は875件

年度別相談件数：2015年度は1,624件、2016年度は1,850件、2017年度は1,744件、2018年度は1,666件、2019年度は2,149件、2020年9月30日までの件数は683件です。

（注）PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。本資料の相談件数は、2020年9月30日までのPIO-NET登録分。

相談事例

事業者の突然の訪問をきっかけとしたトラブル

事業者が「排水管を無料点検する」と訪問し依頼したら高圧洗浄を勧誘された

今日、自宅に突然事業者が訪問し「排水管の無料点検を行っている」と勧説された。無料であるなら、と軽い気持ちで点検を依頼した。事業者が排水管を点検したところ、「詰まっている。当社ならば高圧洗浄を1万3,000円で行っているがいかがか」とすすめられ、その場の雰囲気でよく考えないまま契約してしまった。事業者は「明日高圧洗浄に来る」と言い、名刺だけを置いて帰っていった。しかし、契約書もなく信用できる事業者なのか心配になってきた。代金はまだ支払っていないが、キャンセルすることはできるだろうか。

（2020年3月受付 80歳代 男性）

3,000円など低価格を強調したチラシをきっかけとしたトラブル

「高圧洗浄が3,000円」とのチラシを見て依頼したが実際は高額な費用がかかった

「通常3～5万円の高圧洗浄が3,000円」と記載されたチラシが投函されていた。以前、下水管が詰まつたことがあったので、今月電話で事業者を呼んだ。事業者はマンホールを開けると「詰まりに対応する作業が必要で、1mあたり6,000円で8mの作業になる」と言った。また、木の根の除去作業も必要と説明され、料金は2,000円になるとされた。合計5万円は高いと感じたが、了承して作業をしてもらった。事業者が改めて訪問し費用を支払うことになっているが、やはり高額で納得できない。どうすればよいか。

注目情報

[発表情報](#)

[テーマ別特集](#)

[商品テスト](#)

[リーフレット「くらしの危険」](#)

[見守り情報（高齢者・障がい者・子どものトラブル防止）](#)

 **相談したい**
(消費生活センター等一覧)

 **テーマ別特集**
(ネットトラブル、高齢者被害…)

 **身近な消費者トラブルQ&A**

(2020年4月受付 70歳代 女性)

その他、以下のような相談も寄せられています。

- ・「近所を回っている」と事業者が訪問し排水溝の点検に応じたら高圧洗浄を勧誘された
- ・訪問した事業者に勝手に排水管を確認され「大変なことになる」と洗浄を勧誘された
- ・チラシを見て高圧洗浄を依頼したら頼んでいない箇所まで勝手に洗浄された
- ・チラシを見て高圧洗浄を依頼したら依頼箇所以外も点検・洗浄された

相談事例からみる特徴と問題点

- ・「無料点検する」等と突然訪問され、点検後に「洗浄が必要」と契約を迫られる
- ・3,000円など低価格を強調したチラシを見て依頼すると、高額な費用を提示・請求される

消費者へのアドバイス

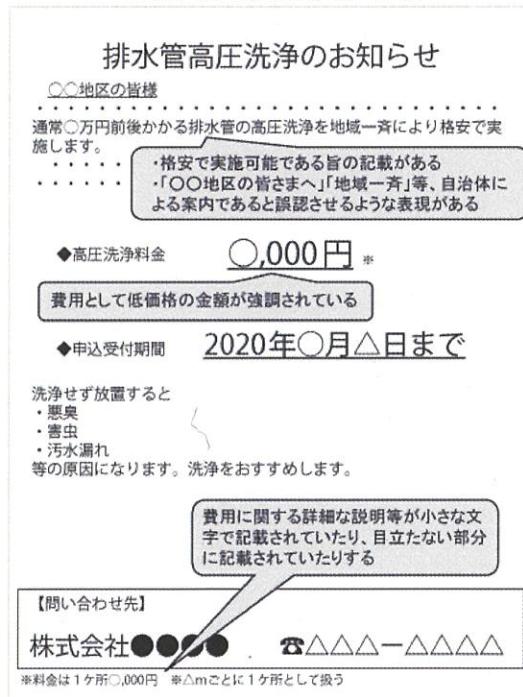
- ・「無料で点検する」等と勧説してくる事業者に安易に応じないようにしましょう
- ・チラシに表示されている料金の条件や内容は慎重に確認しましょう
- ・事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう
- ・トラブルになったときには消費生活センター等に相談しましょう

*消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

ポスティングチラシのイメージ例

ポスティングチラシのイメージ例



本件連絡先 相談情報部
ご相談は、お住まいの自治体の消費生活センター等にお問い合わせください。

[報告書本文] 排水管の点検や洗浄の勧説にご注意！－「無料点検」のはずが洗浄の勧説！？「料金3,000円」のはずが数万円に！？-[PDF形式](453KB)

※[PDF形式]で作成した文書を開くにはAdobe Readerが必要となります。[PDF形式の閲覧方法について](#)

[発表情報ページへ](#)

